

第二十六回国会 衆議院 地方行政委員会議録第二十二号

昭和三十三年四月十一日(木曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 門司 亮君

理事 龜山 孝一君 理事 永田 亮一君

理事 山中 貞則君 理事 吉田 重延君

理事 川村 継義君 理事 中井徳次郎君

青木 正君 唐澤 俊樹君

川崎末五郎君 木崎 茂男君

磯藤 彌三君 徳田興吉郎君

丹羽 兵助君 早川 崇君

古井 喜實君 渡邊 良夫君

今村 等君 大矢 省三君

加賀田 進君 北山 愛郎君

出席國務大臣

國務大臣 大久保寛次郎君

國務大臣 田中伊三次君

出席府政委員

国家消防本部長 鈴木 琢二君

総理府事務官(自治庁財政部長) 小林與三次君

総理府事務官(自治庁税務部長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

総理府事務官 (国家消防本部総務課長) 横山 和夫君

総理府事務官 (自治庁財政部財政課長) 柴田 護君

専門員 円地与四松君

四月十日

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案(内閣提出第一三九号)

国有資産等所在市町村交付金及び納

付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)

同日

たまつき場の娯楽施設利用税免除に

関する請願(眞鍋儀十君紹介)(第二七二七号)

遊興飲食税減免に関する請願(久野

忠治君紹介)(第二七二七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

地方財政法及び地方財政再建促進特

別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇七号)

消防団員等公務災害補償責任共済基

本法の一部を改正する法律案(内閣

提出第一二三号)

国有提供施設等所在市町村助成交付

金に関する法律案(内閣提出第一三九号)

国有資産等所在市町村交付金及び納

付金に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第一四〇号)

○門司委員長 これより会議を開きま

す。地方財政法及び地方財政再建促進特

別措置法の一部を改正する法律案を議

題といたします。本案につきましては昨日の本委員会

におきまして一応質疑を終了いたして

おりますが、他に御質疑の方はござい

ませんか。〔なし〕と呼ぶ者あり

○門司委員長 別に御質疑もないよう

です。○門司委員長 御異議のないものと認

めまして、本案に対する質疑はこれに

て終了いたしました。次に、本案を討論に付するのでござ

いですが、別に討論の通告もございま

せんので、直ちに採決いたしました。存

じますが、御異議ございませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○門司委員長 採決いたします。地方

財政法及び地方財政再建促進特別措

置法の一部を改正する法律案を政府原

案の通り可決するに賛成の諸君の起立を

求めます。〔総員起立〕

○門司委員長 起立総員。よって、本

案は全会一致をもって原案の通り可決

すべきものとされました。この際お諮りいたします。本案に関

する委員会報告書の作成並びに提出手

続等については、前例により委員長に

御一任願いたいと存じますが御異議ご

ざいせんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○門司委員長 御異議のないものと認め

まして、さよう取り計らいます。○門司委員長 次に、昨十日、本委員

会に付託になりました国有提供施設等

所在市町村助成交付金に関する法律案

並びに国有資産等所在市町村交付金及

び納付金に関する法律の一部を改正す

る法律案の両案を一括して議題とし、

政府より提案趣旨の説明を求めます。

田中國務大臣。

1 国有提供施設等所在市町村助成交

付金に関する法律案

国有提供施設等所在市町村助成交

交付金に関する法律

1 国は、その所有する固定資産の

うち、日本国とアメリカ合衆国と

の間の安全保障条約第三条に基

く行政協定の実施に伴う国有の財産

の管理に関する法律(昭和二十七

年法律第九十号)第二条の規定に

より使用させている固定資産並び

に自衛隊が使用する飛行場及び演

習場の用に供する固定資産で政令

で定めるものが所在する市町村

(都の特別区の存する区域に所在

するものについては、都。以下同

じ。)に対し、毎年度、予算で定め

る金額の範囲内において、政令で

定めるところにより、当該固定資

産の価格、当該市町村の財政の状

況等を考慮して、国有提供施設等

所在市町村助成交付金(以下「市

町村助成交付金」という。)を交付

する。

2 前項の事務は、政令で定めると

ころにより、自治庁長官が行う。

3 この法律に定めるもののほか、

市町村助成交付金の交付に關し必

要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

し、昭和三十三年四月分(昭和三十三年四月分)の市町村助

成交付金から適用する。

2 自治庁設置法(昭和二十七年法

律第二百六十一号)の一部を次の

ように改正する。

第四条第三十三号の七の次に次

の一号を加える。

第三十三の八 都及び市町村に交

付すべき国有提供施設等所在

市町村助成交付金の額を決定

し、及びこれを交付すること。

第十二条第一号中「及び公社有

資産所在都道府県納付金」を、「公

社有資産所在都道府県納付金及び

国有提供施設等所在市町村助成交

付金」に改める。

第十三条第一号中「及び公社有

資産所在都道府県納付金」を、「公

社有資産所在都道府県納付金及び

国有提供施設等所在市町村助成交

付金」に改める。

第十三条第十四号中「及び公社

有資産所在都道府県納付金」を、「

公社有資産所在都道府県納付金及

び国有提供施設等所在市町村助成

交付金」に改め、同号を同条第十

五号とし、同条第十三号の次に次

の一号を加える。

十四 国有提供施設等所在市町

村助成交付金の交付に關する

こと。

第十七条第四号の四の次に次の

一号を加える。

四の五 都及び市町村に交付す

べき国有提供施設等所在市町

村助成交付金の額を決定し、及び

これを交付すること。

第一類第二号 地方行政委員會議録第二十二号 昭和三十三年四月十一日

(四六三)

村助成交付金の額の決定に關すること。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 日本国有鉄道は、直接その本来の事業の用に供するため借り受けている車両で政令で定めるものについては、これを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなして、この法律の規定により、当該償却資産所在の市町村に対して、市町村納付金を納付する。

第三条第三項中「国有財産法第三十二条第一項の台帳」の下に「若しくは物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第三十六条の帳簿」を加える。

第四条第二項中「前条第二項の規定にかかわらず、」の下に「当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年期間にあつては、」を加え、「十分の五の額とする。」を「十分の五の額とし、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年を経過した年度以後にあつては、前条第二項の価格の十分の五の額とする。」に改める。

第五条第一項中「一の地方公共団

体若しくは一の公社が所有する償却資産」の下に「(公社が所有する償却資産で鉄道又は電気通信の用に供するものうち総理府令で定めるものを除く。以下本条及び次条において同じ。)」を、「本条」の下に「及び次条」を、「一の公社が所有する固定資産を課される償却資産」の下に「(地方税法第三百四十九条の五第一項の新設大規模償却資産を除く。以下本条において同じ。)」を加え、「地方税法」を「同法」に改め、「固定資産税の課税標準となるべき額をいう。」の下に「以下本条において同

じ。」を加え、「以下」固定資産税の課税標準額」という)を削り、「固定資産税の課税標準額を控除した額を、当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る同法第三百四十九条の二から第三百四十九条の四までの規定によつて算定した固定資産税の課税標準額(以下本条及び第十六条第二項において「固定資産税の課税標準額」という)を控除した額」に、「金額をこえるときは、」を「金額以上の額であるときは、」に改め、同項の表を次のように改める。

市町村の区分	金額
人口五千人未満の町村	二億円
人口五千人以上二万人未満の町村	人口六千人未満の場合にあつては二億三千万円、人口六千人以上の場合にあつては二億三千万円を人口に増すごとに三千万円を加算した額
人口二万人以上三万人未満の市町村	人口一万人一千万円未満の場合にあつては三億六千万円、人口一千万円以上の場合にあつては三億六千万円を人口に増すごとに千五百万円を加算した額
人口三万人以上の市町村	六億五千万円(当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額が六億五千万円をこえるときは、当該交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額とし、当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と当該大規模の償却資産を所有する公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の二の額が六億五千万円をこえるときは当該合算額の十分の二の額とする)

2 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額(以下本項において「前年度の基準財政収入額」という)からこれに算入

された大規模の償却資産に係る市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十四条第二項の基準率をもつて算定した市町村交付金又は市町村納付金の

収入見込額をいう。以下本項において同じ。)と控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として交付されるべき市町村交付金又は納付されるべき市町村納付金の収入見込額を加算した額(一の公社が所有する大規模の償却資産で、これに係る納付金算定標準額となるべき価格と当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合計額によつて大規模の償却資産に該当することとなるものにあつては、前年度の基準財政収入額からこれに算入された当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税の収入見込額(地方交付税法第十四条第二項の基準率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同じ。)との合計額を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として納付されるべき市町村納付金の収入見込額と当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産について地方税法第三百四十九条の二、第三百四十九条の三及び第三百四十九条の四第一項の規定を適用した場合において当該年度分として課することのできる固定資産税の税収入見込額との合計額を加算した額とする。以下本項において「基準財政収入見込額」という。)が前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額(以下本項におい

て「前年度の基準財政需要額」という)の百分の百三十に満たないこととなる市町村については、前項の表の下欄に掲げる金額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百三十に達することとなるように増額して同項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の低いものから順次当該価格を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百三十に達することとなるように前項の表の下欄に掲げる金額を増額するものとする。

第五条第四項中「第二項において準用する地方税法第三百四十九条の四第二項の規定によつて」を「第二項の規定によつて」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例)

第五条の二 国若しくは地方公共団体又は公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体若しくは一の公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもの、一の市町村内に所在する新たに建設された一の工場又は発電所の用に供するものに係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の合計額が、当該償却資産について同条の規定によつ

て市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付することとなつた最初の年度から五年度間のうちいづれかの年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえることとなるもの（以下本条及び第十一條第二項において「新設大規模償却資産」という。）がある場合においては、当該こえることとなつた最初の年度から五年度分の市町村交付金又は市町村納付金に限り、地方税法第三百四十九條の五第一項及び第二項並びに第五項に基く政令の規定の例により、前条第一項の表の下欄に掲げる金額を増額して同項（ただし書を除く。）の規定を適用し、当該新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定し、及び当該金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。

2 一の市町村の区域内に新設大規模償却資産が二以上ある場合及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以外の大規模の償却資産とがある場合における当該新設大規模償却資産又は当該大規模の償却資産について前条第一項の表の下欄に掲げる金額を増加するための計算方法は、地方税法第三百四十九條の五第三項及び第四項に基く総理府令の規定の例による。

第十一條第二項中「大規模の償却資産の下に」に「新設大規模償却資産を含む。以下本項、第十六條第一項及び第二項並びに第十九條第一項

において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 自治庁長官は、第一項の規定によつて公社が所有する固定資産の価格等を市町村に配分した後において当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合又は前項の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、第一項の規定によつて配分した当該公社が所有する固定資産の価格等を修正する必要があるときは、当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額すべき額として総理府令で定めるところによつて計算した額を、翌年度において当該公社が所有する固定資産の価格等を配分する際に当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額することができ。

第十六條第一項中「及び第二項の下に」並びに第五條の二を加え、同條第二項中「及び第二項の下に」並びに第五條の二を加え、「金額をこえるため、」を「金額以上の額であるため、」に改める。

第十七條第二項中「第五條の下に」及び第五條の二を加える。

第十九條第一項中「第五條」を「第五條の二」に改める。

第二十一條の二中「課税標準となるべき額の十分の五の額」を「課税標準となるべき額の十分の五の額とし、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度を経過した年度以後にあつては、前条第二項の価格の十分の五の額」に改める。

第二十二條中「その他市町村交付

金及び都道府県交付金の交付又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付」を「市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合（都道府県の境界をわたつて市町村の境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合を含む。）におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行」に改める。

附則 1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。ただし、改正後の第十一條第四項の規定は、昭和三十一年度分の市町村納付金について自治庁長官が配分した固定資産の価格等を修正する必要がある場合について適用する。

2 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「又は国税若しくは地方税の課税標準額」を「国税若しくは地方税の課税標準額又は国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）若しくは国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）の交付金算定標準額若しくは公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）若しくは公社有資産所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）の納付金算定標準額」に改める。

第五條の見出し中「課税標準額」を「課税標準額等」に改め、同條第一項中「国税又は地方税の課税標準額」を「課税標準額等」に改める。

第六條第一項中「国税若しくは地方税又は」を「国税、地方税若しくは」に改め、「（以下「地方税に係る徴収金」という。）の下に」又は「市町村交付金若しくは都道府県交付金若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金若しくは」を「市町村交付金若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金若しくは都道府県納付金若しくは」に改め、同條第三項中「国税、地方税又は」を「国税、地方税若しくは」に改め、地方税に係る徴収金を分割して収納する場合は、国税、地方税若しくは地方税に係る徴収金又は市町村納付金若しくは都道府県納付金を分割して収納する場合は、「当該国税、地方税又は地方税に係る徴収金が政令をもつて指定する国税、地方税又は地方税に係る徴収金以外、」を「当該国税、地方税若しくは地方税に係る徴収金が政令をもつて指定する国税、地方税若しくは地方税に係る徴収金であるときは、」を「当該国税、地方税若しくは地方税に係る徴収金が政令をもつて指定する徴収金以外の国税、地方税若しくは、」に改める。

地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條第三項の表道府県の項

中「第五條に規定する大規模の償却資産」の下に「又は同法第五條の二に規定する新設大規模償却資産」を加え、「第五條の規定により」を「第五條又は第五條の二の規定により」に改め、「当該大規模の償却資産」の下に「又は新設大規模償却資産」を加える。

地方税法（昭和二十五年法律二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八條第二項ただし書中「使用する場合においては、」の下に「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第二條第五項の規定の適用がある場合を除き、」を加える。

○田中中国務大臣 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案につきて、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年創設されました国有資産等所在市町村交付金の制度は、固定資産税を課さないものとされてきました。国または地方公共団体が所有する固定資産についても、そのうち国または当該地方公共団体以外の者が使用している固定資産、国有林野の土地及び発電変電施設等に供する固定資産については、現に固定資産税の課されている他の各種の固定資産との均衡及び当該固定資産と所在市町村との間における受益の關係等を考慮して、所有者たる国または当該地方公共団体から固定資産税相当額を資産所在の市町村に交付するものであります。これに該当する固定資産であり、行政協定により

アメリカ合衆国の軍隊に使用させている固定資産につきましては、この制度を適用しないものとされているのであります。しかしながら、アメリカ合衆国の軍隊に使用させている固定資産の中には、住宅施設、福利、厚生または娯楽施設、工場、倉庫、ドック等の企業施設等のごとく、現に固定資産税を課されているものと、その性格または使用の実態の異なるものがあり、また飛行場や演習場の用に供する土地のごとく市町村の区域内に広大な面積を占有し、かつ、市町村の財政に著しき影響を及ぼしているものが存するのであります。

このような事情から当委員会からもこれらの施設所在の市町村について適切な財政措置を講ずべしとの御決議もいただいているのであります。これらの固定資産を直ちに国有資産等所
在市町村交付金の対象に加えますことは、資産の性格上若干問題のあることでもございまして、この御決議にこたえ、かつは、これらの施設所在の市町村に財源を与えるため、別途固有提供施設等所在市町村助成交付金を交付するものとする制度を新たに作りまして、その交付を受ける市町村、交付の基準等につきまして所要の規定を設ける必要があるものであります。これがこの法律案を提案する理由でござい

ます。
次に、この法律案の具体的内容を簡単に御説明申し上げます。
第一に本助成交付金の交付を受ける市町村は、すでに御説明申し上げましたように、国有所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う国有財産の管理に関する法律第二条の規定によつて使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村といたして政令で定めることになつては、さらに政令で定めることになつては、さうであるが、現に固定資産税を課されております同種の固定資産との均衡等も考慮いたしまして、おおむね住宅施設の用に供する固定資産、福利、厚生、または娯楽施設の用に供する固定資産、工場、倉庫及びドックの用に供する固定資産、飛行場及び演習場の用に供する土地等は、この範囲に加

えたいと考えているのであります。
第二に、本助成交付金の額は、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して決定するものとしたしてあります。具体的な交付の基準は、政令で定めるのであります。原則として本助成交付金の交付対象となる固定資産の価格を基礎として算定した額によるものとするとともに、特にこれらの固定資産が所在することによつて財政の運営に著しい支障があると認められる市町村に対しては、その財政の状況等を考慮して算定した額を加算するものとしたといたしてあります。

なお、本助成交付金の総額は、昭和三十三年度におきましては五億円を予定してあります。
第三に、本助成交付金の算定及び交付に関する事務は、自治庁長官が行うものとされているのであります。政令で

所要の規定を設けることといたしてあります。
以上が国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案の趣旨でございます。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。
すでに、本国会において成立してあります地方税法の一部を改正する法律によりまして、大規模の償却資産に対して課する固定資産税につきましては、所在市町村の課税限度額の引き上げが行われているのであります。国有資産等所在市町村交付金及び納付金の制度は、国もしくは地方公共団体または公社が、その所有する固定資産にかかわる固定資産税相当額を、固定資産税にかえて所在市町村に交付し、または納付する制度でありますから、固定資産税の課税限度額の引き上げに対応して、大規模の償却資産にかかわる市町村の交付金算定標準額または納付金算定標準額の限度額につきましては、これを引き上げる必要がござい

ます。さらには日本国有鉄道が直接その本来の事業の用に供するため借り受けている車両につきましては、その使用の実態よりして、これを市町村納付金の対象とするものとするほか、所要の規定の整備をはかる必要がござい

ます。これがこの法律案を提案する理由であります。
次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。
第一は、市町村納付金の客体に日本国有鉄道の使用する民有車両を加えたこととあります。さきに述べましたように日本国有鉄道が直接その本来の事

業の用に供するため車両製造業者より借り受けている車両につきましては、その使用及び借り受けの実態に鑑み、所有者に固定資産税を課するかわりに、これを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなして、市町村納付金の客体とすることを適当と考えたからであります。

第二は、大規模の償却資産にかかわる市町村の交付金算定標準額または納付金算定標準額の限度額は、改正された固定資産税の場合に準じて引き上げることとしたこととあります。大規模の償却資産に対する固定資産税についての所在市町村の課税限度額が、さきの地方税法の改正に際し引き上げられましたので、これに対応して、人口段階ごとに定められた該当資産の価格の限度額を引き上げるとともに、これらの制度を適用した結果、当該市町村の基準財政収入見込み額が基準財政需要額の一

定割合に相当する額を下回ることとなるときは、その割合に相当する額となるまで課税限度額を引き上げるものとす

る。また、課税限度額を現行の百分の百二十から百分の百三十に引き上げ、また新たに建設された工場または発電所の用に供する大規模の償却資産については、右の財源保障率を、当該償却資産について市町村交付金を交付することとなつた最初の年度から五年度間に限

り、特に引き上げるものとしております。なお、公社が所有する償却資産で鉄道または電気通信の用に供するもののうち総理府令で定めるものについては、大規模の償却資産にかかわる市町村の納付金算定標準額の限度を定める規定は、適用しないものとしたしてあります。これは、自治庁長官

が価格を関係市町村に配分いたしてあります日本国有鉄道または日本電信電話公社の所有する償却資産のうち、軌道の延長キロメートル数または開通電

話の数に按分して配分しているものにつきましては、その配分方法の特殊性にかんがみ、このような償却資産について納付金算定標準額の制限規定を適用することは適当でないと考えられることによるものであります。

以上説明いたしましたもののほか、公社の所有する固定資産の価格を関係市町村に配分した後に、その配分した価格に錯誤があることを発見した場合においては、翌年度においてこれを修正するものとし、また、交付金算定標準額または納付金算定標準額の端数計算については固定資産税の課税標準額の端数計算の、交付金額または納付金額の端数計算については固定資産税額の端数計算の、それぞれ例によるものとする等規定の整備をはかつて

おります。
以上が、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。
○門司委員長 両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○門司委員長 次に消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題として審議を進めたいと思ひます。質疑の通告がござい

ついでには漏電説が相当出ておりますが、この電気工作物との関係における火災予防の見地から、どういふふうな処置をとっておられますか、この際消防本部長の御意見を承わりたいと思ひます。

○鈴木(環)政府委員 たいま電気の火災についての御質疑がございましたが、火災原因が十分わからないと、よく漏電だということ簡単に片づけることについて批判されることがときどきありまして、私もいろいろな反省をいたしておるのでありますが、電気関係の取締り法規で、配電会社等がそれぞれ工場については月に何べんとか、一般家庭については年に何べんというふうな規定がありまして、電気会社の責任になっておるわけでございますが、必ずしもその通りに行われていないところがあるのではないかとと思はれるのであります。つきまして消防といたしましては、電気会社と十分連絡をとりまして、電気会社の法規上の責任を十分に果たして、くれように、それぞれ各都市の消防当局から電気会社に常々連絡をとらせておるような状況でございます。なお消防防自といたしましては、各家庭に対して予防検査をする権限が法律によって与えられておりますので、人手の許す限り戸口検査をなるべくひんぱんに行ひまして、各戸ごとに、単に台所のかまどの状況とか、ふる場の煙突の状況というばかりでなしに、特に電気の配線の状況、それから故障がないかどうかということについても、深く突っ込んで予防検査をいたすようにいたしておるわけでございます。なお大都会におきましては、電気関係の係官も相当充実し

ておりまして、電気の故障状況、あるいは漏電の状況等を技術的に簡単に検査ができませんので、各個人の家から希望がありますれば、直ちに係官を派遣いたしまして、その機械によって電気の故障状況を調べて直ちに直させるというふうな指導をいたしてあります。

○龜山委員 電気工作関係と火災との関係が非常に密接だということなことを思うにつけて、今、各家庭その他工場等の電気施設をやりますのは、配電会社などの大きな電気会社じゃなく、いわゆる電気工事業社がやっております。これらの人たちは、おそらく私はいくつかの方面の十分の注意を払わずして、むしろ、ついつい請負金額等の問題から簡単に処置をするのじゃないかというふうな懸念をしておるのであります。新しくできます家は相当に見受けられますけれども、その電気工事等につきまして、何か一定の方法で指導してやるというのがよいと思ひます。今

木部長のお話のように、あとから戸口調査をするといつても、家ができてからではなかなか容易でない。だから新築の際あるいは改造の際にこういう方面の注意指導をするのがよいと思ひます。ただそのために建築がおくれたり、あるいはいわゆる官僚風を吹かされてなかなか処置を受け付けぬというのでは困るので、そういう手続をしながら、配電関係の電気会社の支店あるいは出張所等の相当な技術者の人たちが、今の電気工事業者のやる工事については特に何か指導をするとか、一ぺん見るとか、あるいはそういう人たちに對してある程度指導する責任を負わして、あとでこれを記録す

るといふような、何らかの方法をおとりにならぬと、私もよくわかりませぬけれども、あの新しくできる住宅、工場等の電気配線については、しろうとながらも何か懸念を感じるようなものがある。これに対して何らか消防本部の方で、建築者に迷惑をかけずに、配電関係の人たちに一つの指導ができるようにしていただくか、非常にいいのではないかと思ひますが、そういう点に對してどういふ御意見ですか、一つお伺いしたい。

○鈴木(環)政府委員 お話のごとく、電気関係の取締り、ないしは指導の方法といふものはまことに不徹底でございます。法律、規定等を見ましても、まことに不十分、不徹底なまゝのものがあることは、私も痛感いたしております。一般家庭内の電気工作物の所有権とか管理権といったような問題は、現在の法制下ではなかなか複雑でございます。定額料金のところは、電気会社が配線をしまして、配線の所有権も電気会社が持つておつて、もちろんそれに流す電気も電気会社が管理権を持つておる。それからメートル制のところは、屋内の電気の配線あるいは電気の付属器具等の所有権は、その家の所有者に属しているが、中に通す電気の管理権は電気会社が持つておる、こういうまことに複雑な権限関係になっております。従つてその責任の所在がややもするとはつきりしないという点があるのであります。そういう点で、電気関係のそういう部面の法規をもう少し検討いたしまして、もっと徹底した取締りないしは指導ができるというふうな形に持つていかなければならぬのじや

ないかということを痛感いたしておりますので、そういう面から、通産省にも連絡をとりまして、もう少し根本的に研究したい、さように考えている次第であります。

○龜山委員 これから研究するようなお話ですが、消防研究所もあることですから、一体今全国の火災のうちで、漏電といふ原因と、電気工作物の不備による火災の原因といふのは、どのくらいになっておりますか。

○鈴木(環)政府委員 昨年の統計によりますと、全火災件数二万八千件のうち九百五十件ばかりが電気関係の火災ということになっております。

○龜山委員 お話のように、数から言へば件数はわずかでありませぬけれども、御案内の通り漏電の火災といふものはなかなかあとでわからない。火災原因のうちで、どつちかといふことはつきりつかぬものが多いので、今のお話の約五分の一という数は、おそらく明瞭に漏電であつたという数だらうと思ひます。漏電の火災原因がわからないので、火災保険詐欺等はよくこれを利用する。これに藉口していろいろやるのです。そこでこの問題は、今おっしゃる通りに法の不備もあると思ひます。火災の発生した後に、消防の防は大事でありますけれども、事前の防は予防についてもいさ少し研究をしていただきたいのです。そこで、できるだけ火災原因を少なくするという意味においては、まず取り上げるべきものは電気工作物の漏電であると思ひますが、消防研究所なり全国の各消防関係において電気技術関係の人がどのくらいおられますか。あるいは嘱託などはどのくらいおられるか、数

がわかつておればちよつとお伺いしたい。

○横山説明員 國家消防本部の付置機関であります消防研究所で電気の方を担当している技官及び火災関係は五名おります。それから地方の消防本部に在る電気関係の技術者と申しますのは、これは実は全国的に確かな調査をしておるといふ段階ではございませんが、六大都市の消防、特に東京あたりにおきましては予防部かなり熟練した技術者を抱えておるわけでありませぬ。大都市の消防については先ほど來

○鈴木(環)政府委員 中小都市、ことに小都市、町村の消防施設、物的施設にいたしましては、人的要素にいたしまして、まことに貧弱であります。これは御承知の通りでございます。実は消防法によりまして各市町村は火災予防

○鈴木(環)政府委員 中小都市、ことに小都市、町村の消防施設、物的施設にいたしましては、人的要素にいたしまして、まことに貧弱であります。これは御承知の通りでございます。実は消防法によりまして各市町村は火災予防

条例を作る義務があり、また危険物取締条例を作る義務があるわけでございますが、それらを実際に行なうに、また設備も持つておらないというようなこと、実際に消防法で義務づけられておりながら、それらの取締条例を作っておられない町村が、実は全国の半数以上という実情であるわけでございます。つまり権限を相当持たされ、また取締りの力を持ち得ることになっておりながら、人がいないあるいはそういう器材を設備するだけの財政的な余裕がないということ、法で権限を認められており、相当広範な権限が町村の消防責任者になりながら、それが実施されていないという状況でございます。これら、これらの小さな市、町村のそういうことを今後いかに処置していくかという問題は、わが国の自治体消防の将来の問題として、相当重要な問題であると考えておるわけでございます。結局これは財政の問題と消防組織の両面から研究いたさなければならぬ、というわけでございますが、最近閣議決定で消防審議会等も設置いたされたので、それらの機関に十分その点も研究していただきまして、その研究の結果によつてまた具体的な施策を考へていきたい、かように考えておるわけでございます。

○亀山委員 私から申し上げるまでもなく、法隆寺のあの貴重な国宝を失つたのも、これは電気ごたつたそうであります。そこでああいう単に電気工作物だけでなく、電気器具という問題に對しても十分消防関係と注意しなければならぬ問題と思つて、そこですぐ金の問題といわれますけれども、こういう問題は私は金の問題にその影響なくして、やらなければならぬという熱意の問題なんです。それは防火建築をやる、耐火建築をやるというならこれは補助金なり金がかかると思つて、今のようないふ程度の研究資料といふことは、何も金がかかるものではない。ことに所在の電気技術者等を嘱託してやるというの、むしろ見方によれば大いに協力してくれるらう。そういう点をすぐ金を持つていかねで、いさ少し熱意を持って御指導願いたい。また審議会ができたといふことは、まことにけっこうなことですけれども、ある程度審議会に藉口してやるべき措置を延ばすということではなくして、着々消防研究所なりその他で研究されたものは適時指導していかれることが私は望ましいと思つておる。

これはいづれこの委員会にできておられます警察消防小委員会で論議されると思つておるわけで、その際に質疑を保留いたしまして私これで終わりますが、どうかそういう点を十分御留意願いたいと思つておる。こんな火災の現状では本部の格別の御努力を期待いたしません。

○門司委員長 他に御質疑の方はございませんか。——加賀田君。
○加賀田委員 今ちよつと漏電と関連していろいろ質問があったのですが、ここで明確にしたいのは、今の説明の中では、定額電燈では屋内配線まで電力会社の管理であつて、メートル等は引込み線までは大体配電会社の責任であるが、屋内の工事は所有者の管理である、こういうような管理そのものの区分とか所有権の区分はさうであるけれども、しかしさういふ電気の原因として起つた火災の、こういう状態の中での責任は一体どこにあるのでしょうか。所有権はその家屋の所有者にあるかもしれませんけれども、電気の原因として起つた火災という場合には、所有権が家屋所有者にあるのだから、屋内配線に基く漏電その他短絡による発火にはその所有者に責任があるのか、電力会社に責任があるのか、その点どういふことになつていくのか明確にしたい。

○横山説明員 電気火災におきましますところの所有権の問題は、先ほど政府委員から御説明申し上げた通りでございますが、その場合における電気火災に伴う最終責任の所在がいづこにあるかということにつきましては、実は法律上明確ではないような段階にあるのであります。数年来、電気事業法あるいは電気保安法さらには電気施設法と銘打つた時代もありましたが、とにかく電気関係の法の不備を明らかにして、今御指摘のような法律上の責任を明確にするというところでやつて参つております。電気事業法といふ法律が、今の法律はまだ目の目を見ないような状況に現在なつております。その過程においてはわれわれ消防の側としまして、この電気における責任の明確性を期すべきだといふ点につきまして、通産省の方にも強く申し入れをいたしております。話が若干飛びますけれども、先ほどの電気工事者の資格の問題、これの取締りの問題につきまして、実は資格試験制が必ずしも現在の不備な電気関係法規のもとでは、ないのでありまして、これにつきまして明確に一つ資格試験をやつてもらいたい、それについては消防関係の知識というものを十分に取り入れた資格試験をやつてもらいたいといふことを強く要望しておるような状況でございます。そこで現在の段階におきましては、先ほども御説明がありましたように、一般の家屋におきましては、電気の検査といふこと、設置後における検査は大体二年に一回ということになっております。なお工場その他におきましては年一回、これは電気会社において見るべき義務が課されておまして、当然それに伴う経費等は電気料金の中に加算されておるものだというように、われわれとしては了解しておるわけであります。そういう観点からいたしますと、所有権の問題を別個にいたしまして、やはり内部におきまして、もちろん家の所有者である一般家庭における責任もあつたように、電気会社側の責任といふものは、これは今のような家庭ならば、隔年一回という検査を要望されておることからしまして、電気会社側において追及されるべきものではないかといふような感じがしておるのでありますけれども、冒頭に申し上げましたように、電気関係の法規は遺憾ながら現在はいささか問題があると思つておるが、一応、そのように了解しております。

○加賀田委員 法律的にまだ明確になつていないのは遺憾であります。たとえばアイロンを使って過熱したとか、あるいは電熱器で過熱したとか、あるいは規定以上のロードをかけて過熱して、そのために火災が起つたということになる、これは使用しておる人自身の責任になると思つておるのですが、二年に一回くらいの定期試験といふすけれども、メーターをもつて絶縁をはかる程度のものだと思つておる。そういうことで二年間果して絶縁が保証されるかどうかといふ問題が起つてくると思つておる。結局電気を原因とした火災といふものは非常に不明確だと思つておる。消防並びに警察は、大体漏電ではないかといふような火災の原因の結論を出す。電力会社は電力会社として、いや漏電ではないはずだ。私の方は法律に規定された二年ごとに定期試験をやつて、絶縁は完全なから、そういうことで火災が起るはずはない。こういうことで双方責任のなすり合ひといふか、原因を不明瞭にしたまま、實際電気が原因となつて火災が起つたような状態でも、被害者が非常に多いのじゃないかと思つておる。そういう例が非常に多いのじゃないかと思つておる。そういう面でも、電気が原因であるということが明確になつた場合の責任を明らかにしてもらわなければ、実際の需用家は電気に対してはほとんどしろうとでありまして、単なる定期試験だけで電気会社が責任をのまれる法律といふものは、私は非常に遺憾ではないかと思つておる。それから工事者の問題であります。これもやはり最終的には電力会社に責任があると思つておる。もちろん最近近は露出工事じゃなくて隠蔽工事です。から、あとで検査したということになつても、それは単なる形式的な検査になるだらうと思つておる。それから、工事を申請された電力会社は、それに對してすぐ検査をするはずである。規

定通りなされておるかどうか、あるいは絶縁が完全であるかどうか、ジョイントがうまくいっているかどうかというものを検査して、検査が終了して初めて使用が許可されるわけですから、そうなる、検査をする電力会社の方が責任を持つべきである。使用家における責任も電力会社にある。こういうことになる、電気を原因とした火災の責任というものは、ほとんど電力会社にある、跡始末は電力会社がしなければならぬというのが建前だと思ふ。ところが実際はそうならない。漏電というものは不明瞭だから、確認がつかぬから、双方、電力会社とあるいは消防警察署の間の意見の相違ということで時間が経過して、そのまま責任があるかわからないうちに済んでしまっている、こういう状態が現在相当起つておると思う。だから、今、亀山さんの質問されたように、その点はやはり明確にしてもらふと同時に、この点が明確になるということが、さらに電力会社もそれに対する責任というものにおいて、私は将来相当注意する大きな原因になるのじゃないかと思ふ。消防署におきまして、電気技術者の専門家を養成して、いろいろ研究されておると思ふすけれども、研究だけではなくて、そういうものに実際携わっている電力会社が電気を原因とした火災を起さないよう万全の処置を講ずる、これが重点じゃないかと思ふ。その重点は、今申し上げたように、責任を明確にしてもらう。もしそういう場合が起つたら、電力会社が全部責任をとるといふような態度と体制というものが、電気を原因とする火災を消滅する理由じゃない

かと思ふのですが、その点どうお考えになつておるか、御説明していただきたい。

○鈴木(環)政府委員 電気火災の原因は、その断定が非常に困難でございます、すつかり焼けたあとを探して、確かにどこで漏電したという断定を下す材料というものはなかなか見つからないので、実は漏電火災だといふ疑いがあります場合は、私どもの方にのみならず、研究所のその方の技術官をおきまして、現地に派遣して、現地の警察と消防当局と一緒に調べて、しきいな検討をするようにいたしておるわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、電気関係の火災の原因が非常に多いということ、それからこれらの取締りなり指導をもう少し徹底しなければならぬということ、それから事故が起つた場合のその責任をあくまでおぼろげにしなければならぬということ、これは、ただいまお話をいたしました通りでございますので、御趣旨を十分体しまして、今後それらの点に遺憾のないように努力をしていきたい、さように考えておるわけであります。

○加賀田委員 そういたしますと、漏電とかショートに基く電気を原因とした火災というものは、その原因を明確につかむことの困難な事故が多いだらうと思ふのですが、そういう場合に、結局消防の方、警察の方の、大体漏電ではないかというふうな見方と、あるいは電力会社の、そうではないという、そういう論議の中に立つて、火災の原因がわからないままに放置されるということが多いと思ふのですが、そうすると、消防としては、そういう火災の原因が不明瞭なままに放置する

というふうなことでいいかどうか。火災の原因が明確になるといふことが、将来の方向に対する態勢を樹立する大きな原因になると思ふ。そういうようにして原因がわからないで、そのまま現在に至つたというものは、現在の火災の何%ぐらいになつておるのか、その点、もしわかつていたら明らかにしたいと思ふ。

○鈴木(環)政府委員 原因不明あるいはまだ調査が完了しておらないというものを、三年度の統計で申し上げますと、二万八千件中二千三百四十二件、大体八%、この中には相当件数漏電の疑いのあるものがあるだろうと考えております。

○額田委員 今、原因不明の件数が八%ぐらいということでございますが、公共の建物の割合は、八%の中のどのくらいですか。たとえば学校であるとか、そういうものですね、そういうお調べはできておられませんか。

○鈴木(環)政府委員 ただいまの御質問に的確なお答えにはならないかと思ふますが、公共建物の火災は相当件数及び損害がございまして、昨昭和三十一年の統計でその数字を申し上げますと、学校の火災が合計三百十一件ございまして、それで焼損坪数が四万八千坪余りございまして、これは学校でございますが、そのほかの官公庁の建物の火災件数を申し上げますと、やはり三十一年度でございまして、全国で百九十四坪、こういうことになっております。これが三十一年中の学校及びその他の学校以外の官公庁建物の損害、火災件数並びに焼損坪数の全体でござい

ますが、先ほど申し上げました火災原因の不明あるいは調査中の八%というもののうち、公共建物ないしは学校といったようなものが何%あるかということ、これは、ちよつと今資料が出ておりませんので、お答えいたしかねます。

○額田委員 実は学校なんかの火災が非常に多いのであります。私もかつてその方面の取締りをやっておりましたのですが、ことに非常に優秀な校長だといふような学校で火災がありましたときには、なかなかその学校の方で原因を特にはつきりさせないやうな傾向がありまして、公共建物等につきましても、漏電に持っていきたいかな調査ができなくて、うやむやになつてしまふということが、私の経験からしまして非常に多いように思ふ。そういうことがありまして、私ども徹底的にそれをやらなければいかぬということをお申しておつたのであります。が、どうもそういう責任の所在が非常に不明確であります。あるいは宿直の連中がおつても十分の見回りをしなかつたということ、不始末ができたやうなこともあるのであります。何となくそういう公衆建物を大事にするという気分が、その責任を持つてい

る方に非常に薄いんじゃないかという感じがするのであります。これはよほど考へていただかなければならぬことだといふふうに考へておりますので、ぜひともそういう方面についての原因不明のやうなものがあつた場合には、一つ徹底的に取調べをやつて、その原因を究明させることに今後とも御努力を望みたいと思ふます。なおもう一ついでございまして、御承知のように、今非常な晴

天続きで渇水になつておるのであります。先日明治座の火災のときにも水が足らなかつたといふやうなことがあるやうであります。そういう場合の応急措置といふことについては万全の計画をお立てになつておられますか、またその計画をお立てになつておられるれば、どういふふうにしてこれに対する処置をされておられますか、その点を一応お伺いしておきたいと思ふます。

○鈴木(環)政府委員 各都市の消防当局は、それぞれその都市の消防能力、その他水道の状況、水道以外の水利の状況等を勘案いたしまして、常に火災対策の計画を作つておるわけでございます。昨今のような特別な乾燥の時期におきましては、たとえば東京消防庁の例を申し上げますと、特別な警戒体制をしいておりました、非番の者も巡回の査察をするといふやうな計画を立てておられますし、また水利計画等につきましても、各家庭のバケツに水を汲んでおくといふやうな家庭の指導はもちろんでございまして、水道当局との連絡も十分密接にとつておりました。火災が一たん起つた場合には直ちに水圧を上げる措置をとるやうに、連絡を特に密接にとつておるわけでありまして、それらのいろいろな方法を講じて、こつちの特殊な乾燥の時期に対処する計画を立てておる次第でござい

ます。

○額田委員 御計画はおそらく密にやつておられると思ふのですが、実際問題について必ずしも計画通りに行われていないやうな例を間々見ることがありまして、結局計画と同時に予防を、今査察を大いにやつておられると

いいですが、その点も相当おやりになっているような実例も私は見ておりませうけれども、一つほんとうに徹底をさせていたいて、火災予防につきましても、第一線の者が誠心誠意、なかならず公共建物等につきまして留意せられるよう、こういう際には十分徹底せしめるような措置を講じていただくことを希望いたしておきます。

○加賀田委員 続いて質問いたします。今申し上げた電気を原因とした火災であります。今のお話では、原因不明は全事件の八割程度だ、こういうお話ですが、そういったと、漏電あるいはショートに基づく火災発生の場合、消防並びに警察は、これは電気が原因だという結論を出しても、それに基づいて電力会社がそれを了解した問題なのかどうか。電力会社が私の方が専門家だということで、漏電が原因だというようなことはなかなか承服しないような現状だと思っておりますが、そういう意味で、原因が明確になった中で漏電の点は全部電力会社が了承しているのか、あるいは警察並びに消防だけが漏電と見ているということ、原因が明確になっているという程度にとどまっているものなのか、その点も一つ明らかにしていただきたいと思えます。

○鈴木(憲)政府委員 火災の場合の電気が原因だという断定について、電力会社が了承しているかどうかという点とは、それぞれのケースによって違ふと思ひますが、消防法上の火災原因の調査は消防当局の絶対の責任になっております。それから警察はもちろん犯罪捜査の關係で、犯罪捜査の面からこれを調査する権限を持っております。しかし火災原因の調査は第一に消防当

局に権限がございまして、結局消防がその権限から見た一つの判断、それから警察が犯罪捜査の面から見た判断というものが総合されて、一つの結論が出るわけであります。その場合に参考にももちろん電気会社の当局から、それぞれどういふ調査をして、いつごろ検査をして、その後どういふ処置をしておるかということ、それから電気の關係のいろいろな事情を聴取はいたしませんけれども、最後の断定を下しますものは、消防と警察がそれぞれの責任によって断定を下すわけであります。たとえば一昨年の新潟市の火災につきましても、私どもの方からも研究所の技師が参りまして、現地の消防当局、警察当局とずいぶん長い間いろいろな面から調査をいたし、また電気会社の当時の責任者も参考に来てもらいまして、厳密な調査をいたしまして、消防並びに警察において結論を出したような次第でございます。

○加賀田委員 そうするとさらに発展して、警察関係は火災保険の詐欺の行為があるかどうかというような犯罪行為を中心として調査されるということですが、消防当局は消防の原因ということになって、その二者が漏電だ、いわゆる電気火災だというような結論に立った場合に当然起つてくるのは、もちろんその被害者の意思にも基くことはあると思ひますが、災害に基くことゆる補償の問題を何とかしてもらいたいと要求されることも、私は起つてくると思ひます。いわゆる火災原因は電力会社の責任に帰すべきものと思ひますけれども、われわれとしても日常火災に対して相当注意しているにかかわらず、電力会社のそういう漏電の原因

で火災が起つたんだから、おれたちの責任じゃないんだ、それに対する損害は、ある程度補償してもらいたいという問題が電力会社に起つてくると思ひます。そうした場合には、電力会社としては、警察当局や消防当局はそう言っているけれども、われわれとしてはそう考へないんだというやうな問題が非常に起る場合があるのですが、そういう場合に警察並びに消防当局としては、そういう問題の取扱ひあるいはそれに対しての考へ方というのは、どう発展すべきであるか、単なる電力会社と被害者との問題として傍観すべきか、しかもその原因が漏電だということになっておられますから、そういう点に対して消防当局は、従来どう取り扱つていたか御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木(憲)政府委員 先ほどから申し上げましたように、火災原因の調査の権限は、第一に消防にございまして。それから犯罪捜査の権限はもちろん警察にあるわけでございまして、それで消防並びに警察はそれぞれの権限によつて一つの断定を下すわけでございまして。その断定を下した結果、電気会社に賠償責任があるかどうかという問題でございます。これは民事上の責任になるわけでございまして。それは結局民事上の責任を追及する裁判所等で、その結論を出すことになると思ひます。その場合においても、その材料としての消防の原因調査の結論というものは、おそらく民事裁判におきまして十分これは参考にしておると存じます。

して参りました、いわゆる最近五カ年における損害保険会社の経営率の表を見ますと、消防施設の方に相当の寄付金が出されておるに私は見受けられます。これは消防協会を通じて寄付されておると思ひますが、火災予防宣伝費は別としても、消防施設等に關する寄付金として一億二千五百万円が出ておるわけでありまして、消防当局としてはどういふ方法にこれを使用されているのか、おわかりでしたら明確に御発表願ひたいと思ひます。

○鈴木(憲)政府委員 損害保険協会におきましては、昭和二十七年から保険協会の中に火災予防特別離出金という制度が設けられました、その制度を運用するために、損保協会の中に火災予防特別離出金運営委員会というのが設けられてあります。この内容は、これは再保険を除くのでございまして、毎年の保険料収入総額の千分の二を、火災予防特別離出金として各会社から出すわけでございまして。それは従来の実績を見ますと、大体年間の火災保険料収入は、三百五、六十億というのが、従来の普通の状態でございます。それ千分の二でありますから約六千万から七千万程度のものを、離出金運営委員会において運営いたしておるわけであります。その中から教都市にポンプの寄贈をするとか、あるいは消防のいろいろな防火宣伝の共同事業をやるか、あるいは消防関係団体の事業を後援するとかいふような事業をやっておるわけでございまして。施設と申しましてもおもにポンプでございまして、ポンプの今までの実績を申し上げますと、年間大休二十台前後でございまして

が、その総計がお手元の資料の数字になつておるわけでございまして。

○加賀田委員 そうすると、これは大體昭和二十七年から三十年にかけて、総額一億六千九百万円程度の金が出ておりますが、このうちで火災予防の思想普及ですか、宣伝費には四千三百万円くらい出しておるわけですが、施設提供のための寄付金を協会を通じて出しておるのは、消防自動車の購買費ですか、その二十台程度買われておる消防自動車は、どういふようにして配分されておるのですか。これは消防当局が独自の考へ方で配分されておるか、それとも一般政府の責任において出しておる予算の範囲の中から、いろいろそういうものが配分されておるか、この点を明らかにしていただきたい。

○鈴木(憲)政府委員 ポンプの寄贈にいたしまして、それから防火宣伝のための消防の共同事業にいたしましても、損害保険協会の火災予防離出金運営委員会自体がやっておられます。われわれ消防当局としていろいろと希望は申し述べてはおりますが、配分の決定、事業の運営はすべて離出金運営委員会自体でやっております。われわれにはそれを監督する権限もございませぬ。ただ希望意見を申し述べておるだけでございます。

○加賀田委員 それは委員会がこの寄付金に対しての用途というやうなものを決定するのであつて、消防本部としては全然関知しない、そういうことになつておるのですか。

○鈴木(憲)政府委員 その通りでございます。

○加賀田委員 わかりました。

○門司委員長 龜山委員。

○龜山委員 大久保國務大臣がおいでになりましたので、一点御質問申し上げ、またお願いを申し上げたいと思

○大久保國務大臣 ちょうど二、三日前に消防審議会が発足しました。委員の方十七人ですが、第一回の審議を開いたのです。審議の提案として日本の消防制度をいかにするかというものは大きな問題でございます。こういう題目を掲げておりますが、その題目の中には今お話しになりました通り予防はも

○大久保國務大臣 ちょうど二、三日前に消防審議会が発足しました。委員の方十七人ですが、第一回の審議を開いたのです。審議の提案として日本の消防制度をいかにするかというものは大きな問題でございます。こういう題目を掲げておりますが、その題目の中には今お話しになりました通り予防はも

○大久保國務大臣 ちょうど二、三日前に消防審議会が発足しました。委員の方十七人ですが、第一回の審議を開いたのです。審議の提案として日本の消防制度をいかにするかというものは大きな問題でございます。こういう題目を掲げておりますが、その題目の中には今お話しになりました通り予防はも

○大久保國務大臣 ちょうど二、三日前に消防審議会が発足しました。委員の方十七人ですが、第一回の審議を開いたのです。審議の提案として日本の消防制度をいかにするかというものは大きな問題でございます。こういう題目を掲げておりますが、その題目の中には今お話しになりました通り予防はも

○大久保國務大臣 ちょうど二、三日前に消防審議会が発足しました。委員の方十七人ですが、第一回の審議を開いたのです。審議の提案として日本の消防制度をいかにするかというものは大きな問題でございます。こういう題目を掲げておりますが、その題目の中には今お話しになりました通り予防はも

治消防はいいところもあるが、悪いところもあるのです。そのよいところをとって悪いところを捨てて、日本の消防をいかにすべきかという機構の問題を一つ研究してみたい。

それから今お話しの出ました火災の予防をどうしたらいいか、従って科学的といえますか、火災の原因を起すいろいろな薬品その他が日々増加してきまして、これに対する措置等も当然起ってくる問題であると思いま

それからもう一つは、実際に火を消す場合にどうするかという問題、消防員の訓練の問題等全般にわたってこの審議会にかけて一つ意見を聞きたい。その大体の成案を得て、八月、九月ころは整理してこれをまとめるという方向に行こうと思っております。一カ月に

おおよそ二回くらい集会を連続して開こう、こういう申し合せをしておる次第であります。従って今お話しした予防という問題は、一つの重要な問題として当然取り上げるべき問題だと思いま

○龜山委員 いま一つお伺いしたいと思えます。消防施設税という問題がかなりいろいろ論議されておるの

○大久保國務大臣 現在消防の機構において財政問題をいかに扱うかという

○大久保國務大臣 現在消防の機構において財政問題をいかに扱うかという

体の大臣としてのお考えを一つお伺いしたい。

○大久保國務大臣 現在消防の機構において財政問題をいかに扱うかという

○大久保國務大臣 現在消防の機構において財政問題をいかに扱うかという

○大久保國務大臣 現在消防の機構において財政問題をいかに扱うかという

○大久保國務大臣 現在消防の機構において財政問題をいかに扱うかという

○大久保國務大臣 現在消防の機構において財政問題をいかに扱うかという

○大久保國務大臣 現在消防の機構において財政問題をいかに扱うかという

入っております。地方財政に明るい人も入っておりますから、衆知を集めて

○大久保國務大臣 これは当然私はないと思えます。またしなくてはいかぬ

○大久保國務大臣 これは当然私はないと思えます。またしなくてはいかぬ

○大久保國務大臣 これは当然私はないと思えます。またしなくてはいかぬ

○大久保國務大臣 これは当然私はないと思えます。またしなくてはいかぬ

○大久保國務大臣 これは当然私はないと思えます。またしなくてはいかぬ

○大久保國務大臣 これは当然私はないと思えます。またしなくてはいかぬ

方団体の財政の中から捻出されておる

○大久保國務大臣 さきに申しました通り、消防施設税を取るといのが一

○大久保國務大臣 さきに申しました通り、消防施設税を取るといのが一

○大久保國務大臣 さきに申しました通り、消防施設税を取るといのが一

○大久保國務大臣 さきに申しました通り、消防施設税を取るといのが一

○大久保國務大臣 さきに申しました通り、消防施設税を取るといのが一

○大久保國務大臣 さきに申しました通り、消防施設税を取るといのが一

本格的な思想において、保険会社から施設のようなものを取ったり、あるいはポンプを寄付さしたり、こういう考へ方には疑問を持っておるわけですが、それはなぜかといふと、やはり千分の二を出させる、六千万円から七千万円協会から出させてポンプを買わせる、こういうことになりまして、保険会社というものは営利会社なんですから、損をするわけはないのです。必ずもうけるために会社をやっておるのですから、その施設なりあるいはポンプを買おうという金は、保険に入っておる者に必ず負担を転嫁、すると思つておる。そういうことになりまして、これは全体の者が利益を受けるために、つまり消防の施設を作ったり、ポンプを買ったりして、国民全体が利益を受けるために、その負担を保険に入っておるものに転嫁をされる、これは矛盾しておると思つておる。私はあくまでも本筋は消防の施設なり、ポンプなりというものは国がやるべきものだ、こういうふうな考へております。資本主義の社会では何と云つたつて会社というものは営利なんです、全体の利益を及ぼすものを一部のものが負担する、というのは間違つておると思つておる、そういう根本的な考へ方についていかがお考えでしょうか。

○大久保國務大臣 消防の器具を寄付したり、あるいは宣伝費を寄付したりということを進めるのは私も賛成いたしません。これはややもすると地方自治の基本となりますから、できるならばやはり国費その他の公けの費用でやるのが原則であります。しかし今日の状況においては国費その他が十分ではないので、部分的には保険会社その他

からの寄付をもらつて宣伝をやつてゐるのは事実でありますけれども、本質から言つたならばあまり感心しない。それからさつたばありの税金の問題、法律も、ただ金を取るのではなくて、法律を制定して、法律のもとに堂々として取つたらどうか、こういう意見だろつと思つておる。あなたの方も一つの理屈として、これは一つ審議会の各位が衆知を集めて決をとりたいと思つておる。

○永田委員 今火災保険会社を見ておると、大きなビルを建てて、もうかつておる。これは姑息な手段で寄付をさせる、わずか六千万円、七千万円のものを買つておるとか、こういうことでは、おのれは姑息な手段で寄付をさせる、おのれは六千万円なり七千万円なりいろい

ろ寄付をさせるという事は、余裕があるから寄付をするのです。そういう姑息な手段をやつておるから私は間違ふと思つておる。社会主義社会とか共産主義社会とか、全体主義の社会になっておればいいです。全体の利益のためにやつていくというなら間違ひない。しかし資本主義の社会で一部の負担しておるものに転嫁をさせるという事は、行き方が違ふと思つておる。だから利益率が高いとか配当が多いということでは、まず保険料を下げようという方向が、大臣どうですか。

○大久保國務大臣 会社の経営として、そういう方向をとるのは、消防に關係する火災保険会社ばかりでなく、すべての会社がそういう方向に進んで行くべきものだと思います。利益金があれば率を下げるといふのは、同じ種類の会社においてはそういう方向をたどるべきであると思つておる。今聞いてみましたところ率を下げた数字がない、それでございませぬから、率に基いて話ではできませんけれども、その説明はあとでさせます。

○大矢委員 最近国家消防庁は自治庁の中に置くべきだといふ意見があるのです。それは町村合併によつて都市が多くなつたことは御承知の通りであります。特に最近大火災が都市において多い。どうしてこういう結果になるかといふと、第一道路が狭くて消防の機能が十分發揮できぬ、あるいは水道がない、いろいろの欠陥があつて大きな火災になるということ。そこで自治庁内において水道計画なり道路計画なり、その他水道のないところには水槽をふやすといふ、自治体としての計画がある。今までの消防の發展史を見ますと、警察の協力団体であつて治安維持といふことが相当加味されておる。今日の自治体は昔と違ふ。そこで消防ポンプを買つたけれども消防署に自動車が入らないといふのがたくさんある。大きな学校が建つたがそこには水槽がなく、水利の便が悪いために大火災になつて手のつけようがなかつたといふこともしばしば新聞に載つておる。そこで自治体の運営、自治体のいろいろな計画について、最も必要な消防といふものが密接な關係があるから、これは自治庁に置くべきだ。むしろこうした消防より、先ほどから問題になつておる予防の方を重要視して、それらの計画を完全にやらなければ消防の目的は達せられない。そこで当然自治庁内にこの消防を置いて、その計画にマッチしてこれらの完壁を期すべきだといふ意見が相当最近強くなつております。幸い大臣が来ておられますから、研究してくれたいこと、あなたの方でそういう考へを今持つておるか。また消防本部長は、その方がかえつて消防の能率も上る

し、本来の目的がかなえられると思つておる。大臣と消防本部長の意見を伺いたしたいと思います。

○大久保國務大臣 御承知の通り日本の消防は自治消防になつておる、市町村単位の自治という原則に基いてやれること、そういう方向になつておるのです。その点から見れば自治庁に置くということも一つの理屈として成り立つ。ところが日本の消防の發展の歴史を見ると、消防といふのは国民の生命と財産を保護する、その点においては警察の目的と一致してゐる。警察もやはり国民の生命と財産を保護する、こういう点から見ておると、その点に於いては、元々の消防は警察に属しておつた。警察の中に入つて、警察の指揮を受けているといふ実情であつた。ところが戦後になつて独立したという形になつておりますが、これは根本の原因はよくわかりませんが、今日国家公安委員会のもとに消防が置かれておることは、これは歴史を尊重した結果ではないかと思つておる。また理論にも反しない。だから今直ちに自治庁に置くのがいいか悪いか。もう一つはこれは自治庁に置けない、むしろ仕事からいつたら建設省に置くといふ議論もあるのです。これはどこに持つていつても理屈は立つが、根本的な消防の目的から考へて、公安委員会に置いたといふのは妥當な措置じゃないかと思つておる。しかしこれは絶対的のものではない、消防といふのは原則として独立して、しかも自治消防といふのが原則なんです。こういう点から言へば、あなたの議論も私は一つの議論として成り立つと思つておる。そこ

からのお話を伺つておる。お話のごとく保険の低下にまず持つていくといふことは原則としてそうあるべきものだと思います。それで消防施設が充実した場合、保険料率を下げよう、実は私もどの方からも保険協会の対し、料率の算定会に對してその都度申し入れるようにしておられます。

○永田委員 保険会社の利益率が平均どのくらいになつておるか。あるいは私は配当をどのくらいやつておるか。私には六千万円なり七千万円なりいろい

これは今度の審議会にかけるといって、申しわけないのですが、機構の問題がまっ先に入っております。機構、制度をどうするか。だからこういう議論も必ず出てくると思います。どこへ落ちつきますか、その結果を待って私も決心しますけれども、歴史の意味から考へて、現在の制度で、ひとまじいんじゃないか、こういう感じを持っております。

鈴木(逓)政府委員 消防の仕事はことに予防面が非常に重要になりました。今日の制度におきましては、非常に関係方面が広くなりました。都市計画との関係あるいは通産省が所管しております危険物とか電気とか薬品関係との関係、それから厚生省が所管しております水道との関係といったようなことで、非常に関係方面が広がった、いわば消防の関口が非常に広くなったということが言えると思います。また、しかし根本的に完全自治体のものでなってきたわけですから、その面だけから見れば、これは自治庁と一緒にした方がいんじゃないかという議論も成り立つかと思ひますけれども、しかし何と申しても消防の第一の仕事は警防業務でございます。火を消すということ、水防についても同じでございますが、とにかく警防活動、これは部隊活動でございます。統制ある部隊活動によって業務を行うことが根本的な消防の大きな性格であると考えております。その点から申しますと、現在の自治庁の仕事と非常に性格の違う面がございます。それやこれやを考へますと、先ほど大臣からもお話がありましたように、どこへくっつけたいという、いろいろな議論が出てくるわけがございます。ここで私個人の考えを申し上げるのは大へん恐縮でございますが、私の考えております一つの考え方を率直に申させていただきます。火災のみならず火事でも地震でも津波でも、あるいは一般の水害等につきましても、防災行政というものはやはり何らか統一した一つの機構によって運営された方がいいんじゃないかという感じがいたします。たとえば先年、これは火事の問題ではございせんが、九州に風水害がありましたときに風水害対策本部というものができて、どこの省が中心になるのかはつきりしないという感じがわかれわかれにはいたすのでございますが、実際に身を賭して水害対策を立てるの消防団、消防職員であるにもかかわらず、必ずしも消防関係が災害対策本部に大きな発言権を持つというほどのことでもないというふうなことで、しかもその対策本部の仕事が済んでしまえば、各省にその資料は分散されてだれもその対策をまともに将来の参考資料として研究もし、とっておくというふうな機関もないのは、そこに非常に大きな欠陥があるんじゃないかというように考へております。

昨年の大きな火事が頻発したときに、内閣官房に火災対策の連絡会議を開きました。各省の係員が集まっております。年じゅうそういう連絡の臨時の措置を講じなければならぬというふうな状況でございまして、むしろこれを一括した何らかの機関があった方がいいんじゃないかという感じがいたします。これはほんの私

個人の考へ方でございます。恐縮でございますが、そういう考へ方も持つておられることを申し上げさせていただきます。だいたいであります。

大矢委員 今のお話は、経済的な方面に実に関係が非常に多いから今までいろいろ不便があるように承知しますが、いつも大火の報告を受けたときには必ず水道の便が悪いとか、あるいは道路が狭路だつたとか、いろいろのことが、これは必ず地方自治体に関係が深い。そこで統制ある行動をするためには今がいいのだという方が、どういふ方法でやれば自治体にそういう計画なり何なり強い消防の意見が反映し得るか、何かそこに具体的なものがないれば、大火のときだけはやかましくそういう欠陥を言つて、その機構は以前のままでよろしいという。一体消防というものが独立してなければ統制がきかぬのかどうか、いわゆる統一ある行動ができないのかどうか、当然万一の場合には警察と協力するということが自治庁の中にあるかどうか、それが、その精神は変りない。今の欠陥といふのは、せっかく消防がありながら水便が悪いとか道路がないとか、あるいは常置的な消防を置くことができないために時間的におくられて非常な大火になつたという、同じような報告を受けておられる。そこでそれをどうしたら補うかという考へ方からして、それは結局もって全般にわたつて計画していただくという考へ方で、自治庁に置くべきだといふ意見も私は拾頭してきています。いやな思ふかと思ふ。その必要がないというならば今までの欠陥をどうして補うか、あるいは消防本部の意見がどう

して自治庁に、あるいは都市計画なり年次の計画に強く反映することができるか。先ほど言ったように四百数十に余るところの中都市、市が倍以上になつたのですから、必ずこの住宅集中は行われてくる。それに対して今までは通してこれが一番いいのだとか、また今としてはいたし方がないということでは、結局同じことを繰り返して私どもここで報告を受けることになる、もしそれならばどういふ方法がいい、たとえば自治庁なりにもっと力強く反映するためには、統一ある行動のために、これがいいのだというばく然たることでは、今までの大火になつた原因を解消する理由の一つもなつておらぬ、その点一つ、それならそれでよろしい。しかしながらこの欠陥をどうして補うか、予算上の発言権をどうするか、あるいは計画についてどのような発言権を持つかということがなければ、幾らしたって結局中都市の大火は依然として少くならないということを心配するので、特に中都市がだんだんふえてくる現状にかんがみて、何らかの方法を講じなければならぬと思ひます。今個人の意見といふことを申されたが、これはいろいろの考へ方もあると思ひます。答弁がなければいけません。けれども、その点をどうして反映するか、何かもって真剣に考へてもらわなければ、大火のたびに同じような報告を聞いたのでは私どもは安心できません。どういふふうにしたらば地方自治に對する消防の施設その他の発言権を強く持つことができるか、今のままでできるというならばそれはけっこう

ですけれども、私はできないと思ひます。そういうことでもう一べんお伺ひしておきたい。

大久保國務大臣 いや私はあなたの議論に反対ではないのです。あなたの議論も自治という点から考へれば筋が立つた議論だ、筋が立ち得ると思ひけれども、歴史から考へまして、また實際の点から考へまして、たとえば道路行政というものは建設省の所管なんだ。あなたも道路がよくならなければ云々と言いますが、そうするとまた建設省に持つていった方がいいという議論が成り立つのです。ですからこれは自治庁へ必ず持つていかなくちゃならぬといふことを断言するのもし早いんじゃないかろうか。といつて筋が通らぬ議論でもないのです。それは十分傾聴しますけれども、幸い諮問機関ができましたので、十分論議を尽くして正しい結論に持つていきたい、こう思つておる次第であります。

北山委員 消防の機構について、今度の消防審議会ですか、そこに諮問して、その答申をとるといふのですが、これは慎重にしていた方がいいと思ひます。先ほどの本部長のお話であります。何か消防という問題について、非常に指揮系統という問題について、統括の系統が非常に散漫である。何か一本にして、それを強化することによって消防の事業を強くすることができるといふふうな先入観をお持ちじゃないかと思ひます。私はその点そういうことが今度の消防審議会の中で反映されて、変な機構改革が行われるというのを非常に恐れるのです。といふのは、消防について何が一番大事か

といえ、やはり指揮権としては中央の指揮権じゃなくて、現場の指揮権なんです。これは自治体消防であるから……。そうではなくして、消防というのは現場のものなんです。火事が起きたときに何秒、何分という間に処理をしなければならぬときに、それを上の方の知事であるとかあるのは中央の機関であるとか、そういうものは何の役にも立たぬのです。だから火災が出てきたときに最も有効にその消防作業を行えるというのは、その現場の指揮なりあるいは器材なり訓練なり、そういうものがふだんからできておって、万一の事故が起きても大体うまくいくというふうなことが一番の条件であって、それを上の方の統括権を強めるということによって、消防の強化になるというふうなことは私は間違いないと思う。むしろ現在の日本の消防団というものは、民間組織ではありまして、割合にその点においては進んでいるのじゃないか、ああいうような昔の軍隊ですらも、火事が起きますと相当あわを食って、ふだんの訓練がどっかへ吹っ飛んでしまうもんなんです。ああいうものに比べますと、民間の今の消防団組織も、実際の消火活動においては比較的統制のとれた活動をしている。ただその全体の機構、いわゆる消防団そのものが、ポンプの台数は非常に多い、多いが、小さなぼやが起きてもあちこちの消防がわつと押しかけて、比較的能率的でない。その他水の条件なり通信の問題なり、いろいろその活動を妨げるものがある。ですからそういういろいろな諸条件をよくすることによって、むしろ消防というものが向上するのであって、指揮系統を強

めることによって向上するのじゃないですから、そういう点を十分お考えになっていただきたい。何でも、私聞いたところでは、この現状における指揮総括ということでは、市町村長ばらばらでは困るから、その上にある知事あたりの統括指揮の権限を与えようとか、そういう考えもあるように聞いておりますけれども、知事なんか火事の場合には何の役にも立たないですよ。これは実際に火事が起きて、県なりあるいは地方事務所に通報してみるところで、宿直がおるわけじゃないから、またそのために宿直を置いて四六時中見張っておるわけにもいかぬ。これは市町村長の場合でも同じです。市町村長が消防長になっておっても、毎日役所におるわけにいかない。出張する場合もある。ですから結局末端の消防組織が常に活動できるような状態に置いておくということが一番大事なことだと思ふ。それからそれ以外には通信連絡の問題であるとか、あるいは水の問題であるとか、そういういろいろな諸条件を整備する。さらに進んでは、延焼する度合いをおさくするような、いろいろな耐火性の建物を作るとか、そういうことが今後の日本の消防の問題だと思ふので、そういうことを念頭に置けば、これが軍隊組織、部隊組織であるとか、あるいは従来歴史であるとか、そういうことをこの際念頭に置かないで、もっと進んだ消防の近代化というものを考えた機構改革を行うべきである。逆説的に言えば、従来の消防というものが警察のもとにあったから、日本の消防は近代化しなかったともいえる。あるいは独立しておったからばもって近代化的なものになったかも

しれない。そういう従来の歴史というものももちろん尊重しなければならぬけれども、その歴史というものはマイナスの歴史だったかも知れない。そういう点を考えてみるならば、私は消防のためにはいろいろな近代化を必要とするの措置なりそういうものが必ずから、そこで自治庁に置いた方がこの際は進むのではないか、私自身はそう思っている。少くとも今度行われる機構改革については、そういう権力的というか、指揮命令をする系統を強めるという考え方はなくて、末端消防というものを最も態率的に動けるようにするというのが一番いい。今までは消防のことではいろいろ本部にもお聞きしましたが、現在の消防を考へる場合に、当然考慮しなければならぬいろいろな問題はさっぱり研究をなさっておられない。そういう点もあわせて研究して、より広く、深くお考えを願いたい。警察と一緒に同居しているからおくれるということもあり得るのですから、一つそういう点についての、機構改革についてのお考えを一応ただしておきたいと思ひます。

○大久保國務大臣 消防は、御承知の通り、理屈じゃなく火を消すという現場が一番大切なのであります。現場の働きを一番よくするのが何よりも緊要であるわけでありまして。この点は今お話しされました趣旨に全く同感であります。従って火をうまく消すには、あるいは機械も要る、あるいは水も要る、通信機も要るということは当然であります。従って指揮の問題だけ頭に置いてやるということは非常に考えにくくなるかと思つておる。今度審議会ができましたけれども、どういふ結論が出てきますか、まだ予測はつきませぬ。しかしながらその結論に基いて私も立案し、議会——おそらくこの委員会にかけて論議をいただくことと思つておりますから、もしとんでもないようなことがあったならば、十分一論議をしていただき、正しい方向に運営していくようにしていただきたいて存じております。

○門司委員長 前から大臣に聞きたいのですが、今度できる消防審議会というのは、閣議の決定による内閣の諮問機関ですか、それとも大臣のプライベートの調査機関ですか、どちらなのですか。

○大久保國務大臣 それは閣議決定に基いて作ったものです。頼んだのは私の名義で頼みました。しかし閣議が決定してその設置を認めている以上は、内閣についての機関、こう見て差しつかえないと思ひます。

○門司委員長 それでは、なお本案につきましては、警察及び消防に関する小委員会もできておりますので、こちらで十分検討をしていただきたいと存じます。

○門司委員長 この際お諮りをいたしたいと思ひます。それは、ただいま内閣委員会において審査をいたしてあります、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、本委員会の所管と関係が非常に深いのでございまして、本案について内閣委員会に対し連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○門司委員長 御異議がないものと認めまして、さよう取り計らいます。

なお、右連合審査会開会の時日につきましては、内閣委員長と協議の上きめたいと存じますので、この委員長に御一任を願ひたいと存じます。

○門司委員長 それでは次回は公報をもってお知らせすることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

〔参照〕
地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕